

はしがき

本格的な高齢社会を迎え、要介護状態はライフサイクルにおけるひとつの典型的なステージとして認識されるに至った。そしてこれに社会的に対応するため、公的介護保険が2000年に創設された。

転倒・誤嚥をはじめとする介護事故は、そのような高齢者のライフステージにおいて、しかもそれを支えるべく提供される介護サービスのなかで生じる深刻な事故だといえる。その事故によるダメージは、サービスの利用者の死亡に直結することもあれば、後遺障害を残したり、寝たきりや死亡時期を早めることにもつながる。そして介護事故は、利用者にとってのみならず、介護サービスを提供する側にとっても大きな打撃となる。

他方、このような介護事故は、決して特殊で例外的な事象とはいきれない。確かに裁判例も医療過誤のように多くはない。しかし高齢者の転倒や誤嚥という現象自体は、介護サービスとは関係なく、自宅などの日常的な生活場面でもしばしば発生する。

たとえば高齢者が認知症に罹り、転倒して骨折し、それを機に寝たきりになり、誤嚥により肺炎を引き起こして死亡に至るというのは、一般的な終末期プロセスのひとつといえる。見方によっては介護事故の少なくとも一定部分は、このような通常のプロセスをそれほど大きく逸脱したものではなく、むしろこのプロセスがやや性急に進められたに過ぎないといえなくもない。たとえば高齢者になると、肺炎による死亡率がきわめて高くなる（90歳代男性では死因の最上位が肺炎である）が、肺炎は、誤嚥により引き起こされることも多い。すなわち多少誇張していえば、介護事故は、高齢社会における「日本人の死に方」自体に大きくかかわる問題だといえる。

そこで本書では、法的紛争という角度から介護事故をとらえて、現状を分析し、今後の対応の方向性につき検討することとした。その際に本書では、一定の基準により収集した22の裁判例を、主たる検討対象とした。介護事故の事

例・実例に関する情報は無数にあるが、エピソードにもとづく恣意的な分析を排するために、主たる検討対象をこれらの裁判例に絞り、逆にこれらの各裁判例は同等の重みをもって扱うとともに、諸統計を介して介護事故全体の動向にも目を配るようにした。

またこれら裁判例の検討にあたっては、法解釈論ないし法理論的な観点よりは、裁判所による法的評価のあり方や枠組みを、介護サービスや介護関係自体に即して分析することにウェイトを置くとともに、これらを受けた今後の方向性を明らかにするための法政策的な観点を重視した。

このような法的な角度からの検討に加えて、事故による損害をカバーする保険スキームについての検討も、本書のもう1つの柱と位置づけた。介護事故の解決には、すでに賠償責任保険をはじめとする民間保険商品が大きな役割を果たしており、少なくとも法的紛争としての介護事故をトータルに扱おうとする限りにおいて、実務的にも、理論的にも、損害をカバーする保険のあり方に検討を及ぼすことは不可欠だと考えられるためである。

これらの法政策的な検討と保険政策的な検討を二本の柱としつつ、今後の対応方向を模索したのが本書である。ただし政策的な対応といっても、本書は介護事故をゼロにするような政策や秘策を開陳しているものではない。同時にまた明日からすぐ役立つような実務的な事故防止方策を提言するものでもない。裁判例からただちに介護実務への具体的な指針等を導き出すようなスタンスとは本書はむしろ対極的である。

そもそも介護事故は、根絶できるものではないだろう。しかしながらといって、まったく滅らせない、手を挙いでいるしかないというものでもない。その辺の事情を覗き込んでいくと、介護サービスや介護関係という事柄自体の複雑な意味合いや位置づけに行き当たる。ひるがえって考えてみれば、そもそもどこまでを介護事故というべきか自体、かなりの難問なのである。本書の主眼はむしろ、それらの問題の奥闇に接近し、その様相・諸相を少しでも見極めようすること、いいかえれば介護事故に対する「見方」の提示だというべきかもしれない。

なお記述に際しては、特定の専門的な領域でしか通用しない用語については、

なるべく説明を加えたり、より一般的な言い方にいいかえるようにしたつもりである。

一例を挙げれば、保険商品において、その給付の事由となる事象を「保険事故」と呼び、これはごく一般的な学術用語かつ実務用語である。しかしこれは保険以外の領域で用いられることはなく、通常の語感ともかなり異なるものであろう（たとえば年金保険では「生存」——生きていることが「保険事故」である）し、本書のテーマたる「介護事故」との関係でもかえって混乱するように思ったので、本書では「保険給付事由（保険事故）」等と表記することとした。

それでもなお固有の技術的な用語が残っていて読みづらい箇所がある一方、この種のいいかえや表記により、逆に回りくどくなっていたり、とくに法的な概念については厳密性を欠く記述となっている場合が少なくない（たとえば過失と注意義務違反同じ意味で用いたり、介護事業者の法的責任と介護従事者自身の責任とを区別せずに論じていたりする）ことにつき、ご理解賜れば幸甚である。

しかしそそらく、事柄は単に用語の問題ではないのだろう。たとえば介護事故の発生に関して「責任がある」といっても、その意味合いはさまざまである。同じ1つの事象や概念をめぐっても、その見方 자체が学問分野により、また論者により一致しないこと自体が、介護事故を論じることの難しさを端的に物語っているように思われる。

2011年7月

長沼 建一郎